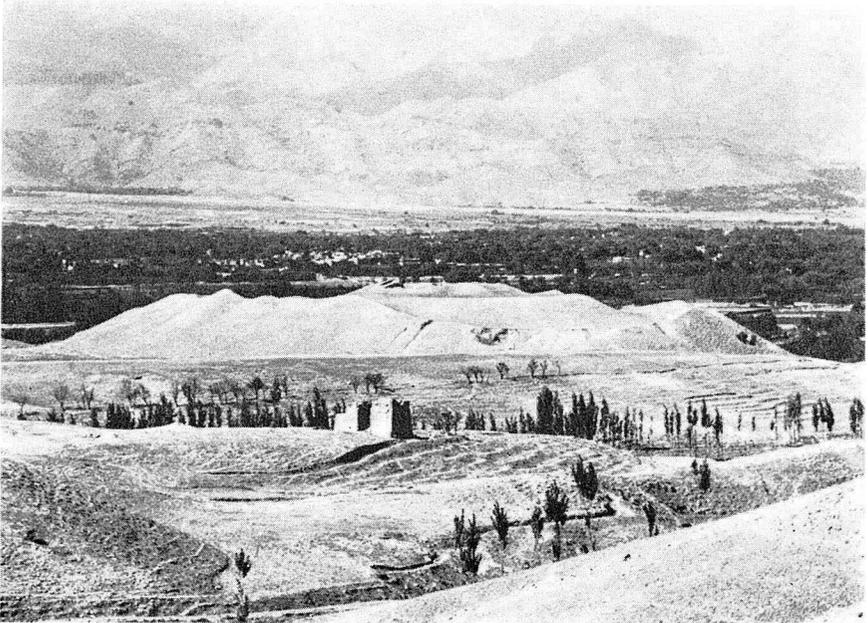


図一 タバ・スカンダルとその周辺（航空写真）



図二 タバ・スカンダル（東南から望む）



图三 Uma Maheśvara 並坐像正面



图四 Umā Maheśvara 並坐像背面



図五 神祠風建物正面（東）



図六 下層期テラス北壁



図七 神像基台の銘文拓影

調査報告

京都大学中央アジア学術調査隊一九七〇年度の調査

京都大学中央アジア学術調査隊

京都大学中央アジア学術調査隊は、一九五九年に発足した京都大学イラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査隊と一連のものであって、前隊長水野清一教授の停年退官を機会に、名称を改め、組織を新たに、中央アジア諸地域の考古学的調査をおこなうものである。第一次として「クシャーン朝を中心とする中央アジアの遺跡の調査」を計画し、その主事業はタバ・スカンダルの発掘とし、あわせて、アフガニスタン、ソ連領中央アジア、イラン、パキスタン、インド諸国における関係遺跡、遺物の調査をおこなうことにした。

第一回の調査隊は、次の七名の隊員によって構成され、一九七〇年七月から七一年一月まで現地調査を実施した。

樋口隆康（京都大学文学部助教 研究担当者）

桑山正進（京都大学人文科学研究所助手）

田中重雄（京都大学人文科学研究所助手）

牛川喜幸（奈良国立文化財研究所技官）

山田明爾（龍谷大学文学部非常勤講師）

山本忠尚（京都大学大学院文学研究科博士課程）

桃野真晃（京都大学大学院文学研究科修士課程）

なお、隊員とは別に、大谷大学大学院学生栗須礼夫氏が八、九月の間調査に参加した。

調査の内容は次のごとくである。

1 タバ・スカンダルの発掘 九月八日から十二月一九日まで、全員が参加して行ったが、その概要は別に記す。

2 バーミヤーン石窟寺院の写真測量 バーミヤーン石窟寺

院については、すでに数次にわたって石窟の構造や壁画についての調査を実施しているが、今回はステレオ・カメラによる遺跡全

体の写真測量をおこなった。牛川隊員を主任とし、山本、桃野、樋口、栗須らが協力し、九月十三日より十月二十二日まで石窟全面と、五三メートル大仏、三五メートル大仏の撮影を実施した。

3 ボルジ・カフィールのストゥーパーの調査 これはスカンダル・テベの東北方にあるストゥーパーである。現在は、山丘上にストゥーパーの円胴部がのこっており、高さ約一三メートル、胴径一二メートルほどのものである。頂部と基部はかなり痛んでいるが、胴部をめぐる尖頂型アーチの列龕装飾は、比較的よく残っている。また、ストゥーパーに隣接して、方形の建物跡があり、ヴィハーラと推定した。このストゥーパーについても、写真測量を実施した。

4 ソ連中央アジアの調査 田中、桃野の兩名は、アフガニスタンへの往路に、約一〇日間を費して、タシュケントの歴史博物館、サマルカンドの博物館に収蔵されている遺跡の写真撮影、ならびにアフラシアーブ、ピャンジケント遺跡の発掘を視察した。

5 インドにおけるクシャーン美術の遺品調査 樋口は栗須とともに、アフガニスタンへの往路、カルカッタ博物館、ラクノウ博物館、ニューデリー博物館、ボンベイのプリンス・オブ・ウエールズ博物館に収蔵されているガンダーラ、マトゥーラー両派の彫刻類の調査をおこない、あわせて、アジャーインタ、エローラー石窟寺院の写真撮影を実施した。

6 イーラーンの調査 山本はスカンダル・テベの発掘終了後、十二月二三日から一月一二日までの間、テヘランの国立博物館において、タリッシュ出土品の調査をおこない、ついで、ベルセポリス、バサルガダエ、ナクシ・ルスタム、タリ・バクン等の諸遺跡を訪問した。

なお今回の調査にあたって、内外諸氏の心からの協力に感謝する。とくに日本国外務省牧内恭人、在カラチ日本国総領事館今川好則、アフガニスタン王国政府の情報文化大臣モハマド・ハビビ、渉外部長シャリフィ、考古研究所のシャヒバイ・ムスタマンディ、サイエド・アジム・レハ、モハマド・アモン、サライ・ホジャ郡役所長のモハマド・カリム・イブラト、カーブル国立博物館のアー・マド・アリ・モタメディ、バラクザイ、またスピンザル会社社長サルワール・ナシエル及び同顧問の橋本亮一の各氏、ならびに御教示を頂いた在アフガニスタン・フランス考古代表団(DAFA)のP・ベルナル、イタリア調査団のM・タデイ、ドイツ調査団のK・フィッシュャーの各氏、及びインド考古局、イラン考古局、テヘラン駐在日本大使館などである。

この調査は昭和四五年文部省科学研究費を主体とし、一部民間からの奨学研究費によって、おこなったものである。

(樋口隆康)

タバ・スカンダル第一回発掘調査概報

——迦畢試国の霄蔽多伐刺祠城の比定——

従来の調査

「タバ・スカンダル Tapa Skandar は、あるいはイस्कンダル・テベ、あるいはイस्कンデリアとよばれる。スカンダルとは「アレクサンドロス」の意のベルシヤ語に相当する。一九四六年に発表されたギルシェマン R. Ghirshman のペグラム発掘報告のなかで、彼はこの遺跡にふれ、踏査の結果をふまえて、ストラボンのいうオルトスバナ Ortospana をここに比定している。<sup>①</sup> フーシキ A. Foucher やシムランベルジヒ D. Schlumberger などはこの遺跡についてまったくふれていない。アフガン考古研究所の踏査は未発表であるが、採集された土器を観察すると、上限が五世紀初に当る仏教寺院テベ・マランジャン出土の印紋に類同するもの、ペグラムⅡ期の黒彩台附杯と考えられる土器片などが認められた。これらを考え合わせると、ギルシェマンの比定がもし妥当であるのならば、そしてイस्कンデリアの名がそのまま古名を伝えているのであれば、おそくともBC四世紀からペグラムⅡ期のAD二、三世紀をとおし、テベ・マランジャンの時代までの歴史を

この广大で高いテベが積み重ねていたのではないかと推定したのである。それはとりも直さずこの地方の編年をたてようとする者にとって適切な遺跡であることを示している。

ヒンドゥー・クシュ山脈とザラヴシャン山脈に南北をはさまれ、その中間をアム・ダリヤが西流するバクトリアあるいはトハリスタンと、カール河中下流域すなわちアフガニスタン東部ラグマン以東インダス河に至る広義のガンダーラとは、同じくヘレニズム文化の影響をうけながらおおいに性格を異にしている。コー・ダーマーン地方やコーヒスターン地方及びカール盆地をふくめた広い意味でのカール地方は、両文化圏の中間に位置し、地理的にも考古学的にも独特の様相を示すことが従来調査された遺跡などから知られる。しかし従来の調査は偶然性をまねがれず、各遺跡遺物はそれぞれ孤立して、編年されることなく、またその努力にも欠けていた。この地方の文化を詳細に検討すると、独自の様相を示すと考えられたもののなかに、前記両地方の伝統の混在しているらしい面がうかがえ、ひいてはそれをたどることによっ

て両地方の文化のいろいろな要素へと系統づけてゆくことができようように考えられる。<sup>②</sup>しかしこれが推論にとどまらざるをえないのは、この地方の考古学的編年がおろそかにされているためである。タバ・スカンダルを發掘地に選定したのはこのような理由による。

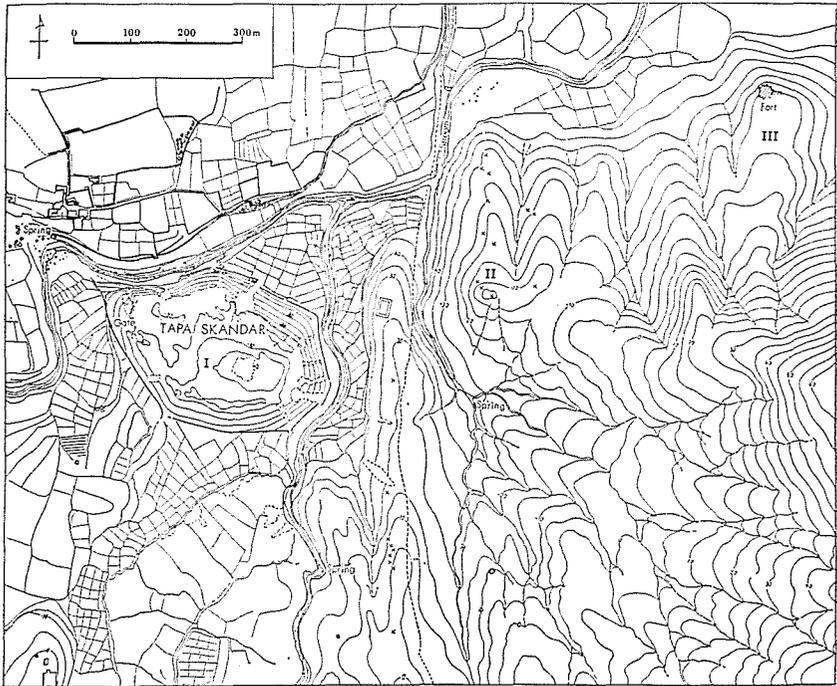
タバ・スカンダルの位置するカーブル北方の盆地は、北部をコーヒスターン、南部をコー・ダーマンとよび、北にヒンドゥークシュ山脈、南はハイル・ハネ峠を境にカーブル市と隔てられ、海拔約一七〇〇ないし一八〇〇メートルの広い盆地である。北部にはパンジュシル河ぞいにベグラムの新旧二つの都城跡があり、これを中心にして、仏教寺院跡ショトラク、パイタヴァ、コリ・ナーデル、ハム・ザルガル、トープ・ダラーなどが集中し、南部にはハイル・ハネ南斜面にスリーヤの神殿跡、東部にはボルジ・カフィール・ストゥーパ Borji Kafir stupa がある。カーブルから北上する街道は、ハイル・ハネを通り、チャリカルにおいてバーミヤーンに通ずるゴルバンド渓谷道とサラング峠を通りバクトリアに通ずる道とにわかれる。このチャリカルまでの街道には、サライ・ホジャ Sarai Khwoja とカラ・バグ Kara Bagh という二つの宿場が並んでいる。タバ・スカンダルはカーブルから約三〇キロのサライ・ホジャの東南バラー・アープ Bala Ab

村の東にある。

今年度のタバ・スカンダルにおける調査は次の三項から成り立つ。第一は測量調査で、遺跡のみを縮尺五〇〇分の一で現状の地形図を作製したこと。遺跡東方の丘陵地の一〇〇〇分の一地形図を作製したことである。第二は遺跡中心部から西寄りの地区を發掘したこと。第三は遺跡中心部から東寄りの地区を發掘したことである。發掘の総面積は一、六一六平方メートルに達する。

#### 測量調査

九月一二日から開始した。アフガニスタン政府から実際に發掘する許可がおりる前に、測量に関しては許可がおりたので着手した。發掘を開始した九月二三日までは全員が担当したが、發掘開始後は、樋口、田中、山田が分担した。測量の高さの基準点は、街道からバラー・アープ村にはいる点に海拔一七〇〇メートルの点があることは五万分の一の地図に記されていた。しかしこれを探索したが不明であったので、遺跡の最高点附近を原点として行なうことになった。バラー・アープ村東南では、タバ・スカンダルがきわだつた遺跡であるが、そのほかにも遺跡東方の丘陵尾根上に小さいマウンド状の遺跡が多数散在している。そのため測量調査はテベ自体とその附近とを別個に前後しておこなつた。テベの北側と東側とは小川沢があり、南側は小麦畑である。南側



挿図1 タバ・スカンダル周辺地形実測図(約1:15,000)

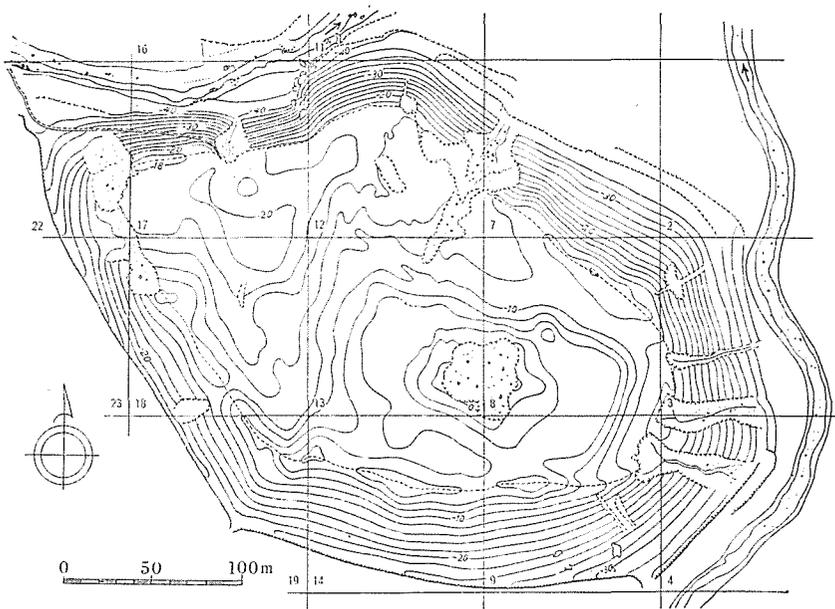
は北側より約一六メートル高く、東側は西側より約二〇メートル高い。したがって遺跡全体は東南から西北にかけてゆるく傾斜した地形上に成り立っている。遺跡の長軸はこの東南から西北へ傾斜する方向にあって、四四〇メートルを計り、これを中軸線としてほぼ左右対称の不等辺六角形(ペン先型)を呈する(挿図2)。短軸の最大幅は二八〇メートルである。テベは城壁でかこまれている。しかし西北部は破壊されたらしく、東部は当初から存在していなかったものらしい。きわだって城壁の存在を示しているのは南部であるが、東北部では稜堡をおもわせる波状のうねりが外面にみえる。短軸最大幅でできた線を境にして西は低く、東は一段と高い。遺跡の西北端には城壁が採土されて大きく崩れたあとがあり、方形の日乾煉瓦を積んでカマボコ型天井 barrel-vault にした通廊が露出している。煉瓦の大きさは、三八×三八×九(センチ)で、煉瓦を縦にしてやや斜めにもたせかけて小口に積んだもので、フンドキスターン Fendukistan 廃寺、ガスニのタバ・サルダル廃寺などに地理的に近い類例がし

られる構造であるが、クテンフォンのターキ・キスラー Tarkisler 附近にその壮大なサーサーン朝時代の例がある。この通廊の北方、テペ北斜面には粗い石積壁が露出し、また南方にもアーチの断面や日乾煉瓦積がぎりくずされてみえている。この附近からテペの長軸にそって城壁の内側にはいると、小平坦部分があり、門口のように両側から地形が張り出したところを通じて進むと広い平坦部がある。ここから東へかけて高さ約一〇メートルの台地になり、さらに台地上には、長軸よりやや南へ偏してこのテペの中心と目される一段高い地形が認められる。そのプランは中ぶくらの長方形で長軸方向にそい、中央は大きい建物があったと思われる地形を示し、これをはさんで長方形の両側(東と西)はテラス状の地形を呈している。そのうち西側は建物の存在をせ予想される隆起があり、河原石が散乱しているが、東側はまったく平坦で、ただここから中心の建物に登る大階段を予想させるような舌状の張り出しだけが顕著である。中央の建物を予想させる部分は中心部が採土で大きく攪乱されて多量の河原石が散乱するが、なかに半壊した方形柱礎が転がっている。円形の柄孔その他の加工あとがみられる。テペ東部台地上の北半分ははなはだしく攪乱されて、随所に掘りおこされた土が盛りあげられ、また河原石が多数散乱している。

テペの東方の丘陵地は小川沢によって二つにわけられ、テペに近い丘陵地ではすくなくとも九基のマウンドがあり、これより遠い丘陵上に一二基のマウンドを教えた(挿図1の×印)。またテペの中心から約一キロの丘陵端には、石積の遺構が露出している。七つの稜堡をもつ望楼のような性格を示す構造で、残高は約四メートルあった。我々はテペ自体をスカンダルIの名でよび、丘陵上に群集する小遺跡群をスカンダルII、望楼状の遺構をスカンダルIIIとよぶ(挿図1)。スカンダルIについては、発掘に先だち、遺構・遺物の記録のために、遺跡の一点を基準にして遺跡全体を組み入れることができるような五〇〇メートル平方の枠組を方位に従って設定し、それをさらに一〇〇メートルずつの大区画に区切った(挿図2)。大区画の名称は、東北隅から南へ順に1、2、3とし、西南隅の25までを数える。各々の大区画はさらに五メートル平方の小区画にわかち、東西列は西からA~Vまで、南北列は北から1~20の符号をつけたので、この小区画の西北隅はA1、東南隅はV20とよばれる。このようにして、遺跡の全地域は、スカンダルI—大区画番号—小区画番号(例…I—12—A18)の符号で過不足なくよびうる。

#### 発掘調査

全域の発掘を目的とした長期にわたる調査であるため、今年度



挿図2 タバ・スカンダル地形実測図(約1:4,000)

はまず遺跡中心部の平面発掘を主とし、必要な地点における層的発掘も合わせ行なうこととした。遺跡東半の台地上にある中ぶくらみの長方形遺構の西側の台地は、周辺に壁を予想させる隆起があり、中央部がゆるく窪んでいて、大きいひとつの部屋を形づくっているようにみえた。ここを第一の発掘地とした。I—13区にふくまれる場所で、九月二三日から十月末までかかり、樋口、桑山、山本、桃野が主としてあたった。また東側の台地にある大階段と考えられる部分が第二の発掘地で、ここはI—8区にあたり、十一月初から桑山と山本が担当して発掘した。台地の西で城壁と台地との間に周囲からきわだった一小丘があり、それが台地の遺構西半の低い平坦部との間にあって特殊な性格を示していると予想したので、小丘の意味を調べるためにここを第三の発掘地とした。ここはI—18区にふくまれ、I—8区と平行して、桑山、桃野が担当して調査した。同時に台地と小丘との関連をつかむため、この間に二〇メートルのトレンチを入れた。(一) I—13、18区(挿図5)・5 J15、K15、L15のトレンチから発掘に着手した。表土は約一五センチで、その下は非常に乾燥した土がたたく五〇センチほど堆積している。K15の中央においてこの堆積土の下に不規則な石列があり、これより直角に西にのびる同様な石列が認められたが、J15まで

は至らずに消滅していた。J15では西へかたよった大小の石が散乱している。これはH15までつづいている。K15の石列は幅約四〇センチで、板石や栗石を泥土でかためてかなり堅固であった。

これを壁の残りとも認めることはむずかしい。L15、M15では、遺構の一部を認めた。とくにL15では、東北から西南へ地表がゆるく隆起し、遺構が地表下の浅いレベルであられることは予想された。表土一〇センチの厚さを除くと泥壁の上端があらわれた。

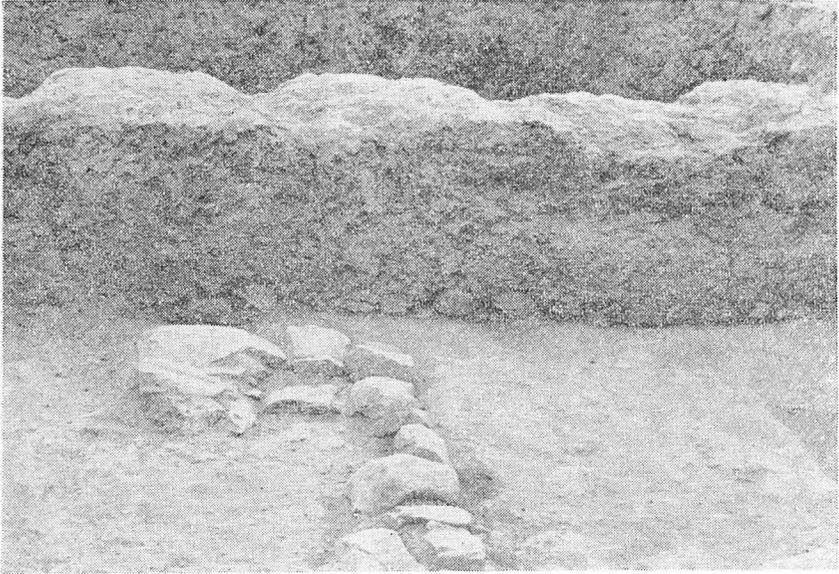
壁の残高は約四〇センチで、基底に小さい板石をしき、小口を壁面にあらわしていた。壁の基礎の高さでトレンチ内は一樣に堅く、床面があり、多数の土器片が出土した。土器は無紋の赤色土器が多いが、釉陶片もそれについて多く、現代イスタリフ産の陶器に類同していたので、泥壁の時期がイスラーム時代にくだるものであることを確認した。壁を残して、約一メートルの厚さのデブリ debris を掘り上げると、ちょうど泥壁の下方で板石小口積の遺構の西端一部があらわれた。残高は僅かに二〇センチであるが、円弧状のプランを示す。石積壁は小石まじりの黒褐色土の上であり、黒褐色土のすぐ下は岩盤であった。トレンチ西半では岩盤を南北方向に四〇センチだけ段状に掘り上げて加工したあとがあった。発掘のここまでの段階で、泥壁の時期と石積壁の二時期を認めたので、前者を使用した時期を上層期、後者を使用した時期を

下層期とよぶことにした。M15はL15と同様二期の遺構の一部がある。上層期の泥壁は、基礎の石列をトレンチ南に若干残すだけであった。それに対して下層期の壁は、東面しながら南北にのび、南半は残りがよく、北半はくずれていた。南半の壁面は大石を列置して、その間隙を小さい板石でうめこむ構成で非常に整った面をみせていた。石積の上には日乾煉瓦を積んでいる(挿図3)。上層の壁はこの下層の日乾煉瓦積の上面を削平してから築いたものである。このトレンチでも岩盤の上を下層の壁があった。G14、F14においても上層期に属する泥壁が出現したが、ここではG、F両トレンチの境において南北方向にのびる幅約一六〇センチの厚い泥壁があり、G14、G15においてこの壁から直角に東方へのびる幅約八〇センチの泥壁があらわれた。幅八〇センチの二つの泥壁間は四・三メートルで、床面にパン焼き竈一基と貯蔵竈二基とがある。J14、H14は非常に乱れた地区で、G14の泥壁はここではあらわれず、壁の崩壊土が表土下四〇センチまでつまり、そこで堅い床面らしいレベルとなる。このレベルのJ14西北部から多量の土器が出土した。K14では北側に東西に走る泥壁があり、そのすぐ下のレベルに下層期の石積の遺構があり、それは高さ約九〇センチを計る。L14ではK14から続く泥壁とこれよりL13へのびる泥壁とがあり、壁幅約八〇センチで、残存状態は比較的よ



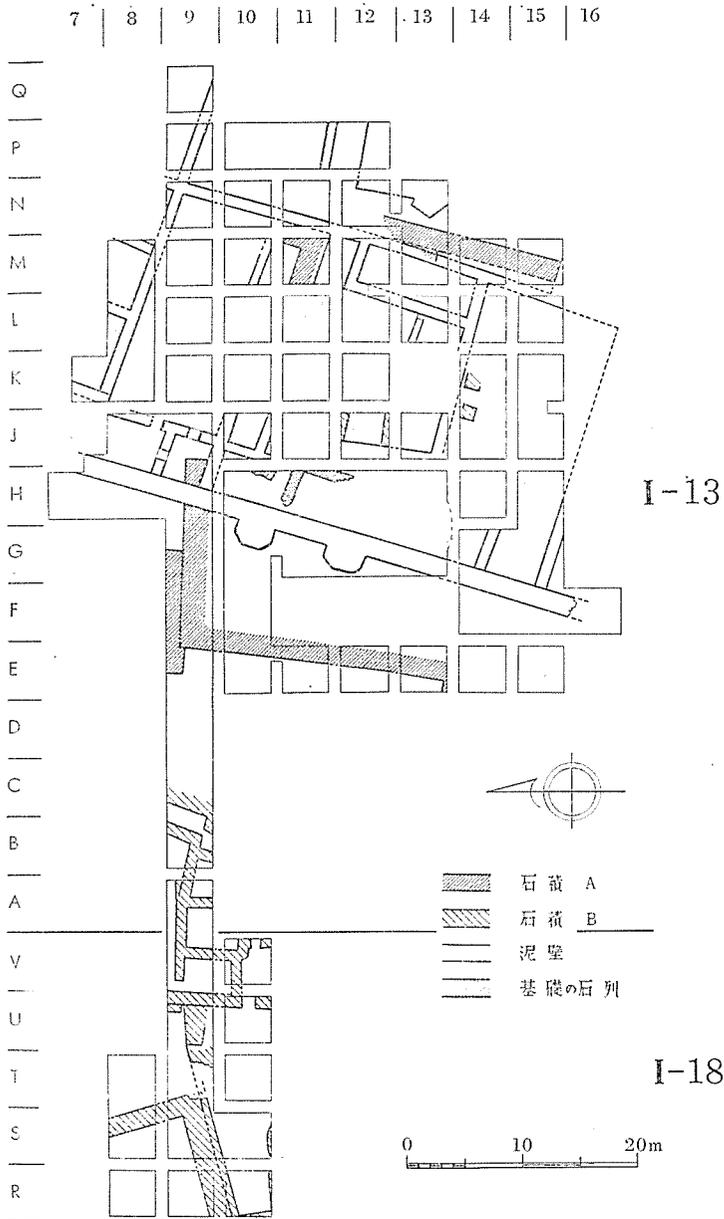
挿図3 下層期建物の壁面 (I-13区-M15)

い。L14の南半では、L15からつづく加工あとのある岩盤を確認した。岩盤上に厚さ約一〇センチの黒褐色土、その上にうすい灰層がある。灰層の上を小石まじりの黄褐色土で埋め立て、上層の泥壁をきづいている。北へのびる上層壁の基礎は、東西壁の基礎より二八センチ低い。M14では、M15からつづいてくる下層期の石積壁が岩盤上にみとめられた。立ちあがりは約四〇センチを残す。この壁のうえに比較的厚い灰層があり、上層期の泥壁が、南北方向に走る。N13、M13では下層期の石積壁がたちあがり一〇センチほどしか残らない状態でM14からつづき、N12にかかったところで消滅している。ところが、M13では、これまで東面しかつかめなかった下層壁の西面とそれが直角に西へ折れてゆく部分を確認した。たちあがりは東面と同じく、約一〇センチである。N13、M13における下層壁は削平されたものと考えられ、この上にL14の岩盤上でみられたと同様なうすい灰層があり、その上に上層壁が南北に走っている。L14にみえる壁を南側の壁面とし、L13、L12につらなる壁を西側の壁とし、M12に北側の壁をもつ長方形の一室を画する。トレンチにあらわれたところには出入口がなかった。部屋の大きさは内法一〇・二メートル×三・五メートル、壁の幅は約八〇センチである。この部屋の床面は二回あり、新しい床は泥土をたたきしめた清楚な状態を呈し、M12側に大小



挿図4 上層期泥壁と基底の石列（1-13区-L13）

二基のパン焼き竈と石囲いの施設がある。石囲いの施設は、内部の床面を約三〇センチ掘りこみ、木材をさしわたしており、その両端は囲い石の下にもぐっている。用途は判定しがたい。古い方の床はこれより約二〇センチ下であり、砂利まじりの堅緻な面として確認した。この部屋の東方の壁は、さらに北北東へ約一七・二メートルのびたところまで認めた。N9においてこの壁と直交する東西にのびる壁に当る。これはQ9よりK8に至っておわる。Q9からさらに東南東にのびることが予想されるが、二八メートルまで確認した。これら長大な二つの壁で分割される区域のうち、西側について記すと、L11、L12、M11では地表下約五〇センチで岩盤がみとめられ、そのうち、L11とL12では岩盤のうえに下層壁はまったく存在せず、岩盤のすぐ上に栗石や碎石を土とともに詰めこんでならした上層の床があり、一方M11では、岩盤を削りならして小さい板石を積んだ下層壁の一部があった。立ちあがりには約一〇センチから二〇センチを残すにすぎない。ここ以外にも岩盤上と同様のつめこみをして床とした上層期の遺構がK8、10、L8、10、M8、10、N9、10において認められた。またQ9、P9、N9、12も同様であった。N11、13では、この床に対応するもうひとつの壁面が西むきにあらわれ、N11からN13までつづいて稜堡のようなプランをもつ構築物に至っている。この施



挿図5 建物平面図 (I-13, 18区) (約1:600)

設ならびにこれにつづく壁面は、基礎石列とそのうえのたちあがり約一〇〜二〇センチの泥壁の面を残すのみである。P11〜13の

床はこの壁を削平したうえにつくられた床面である。Q9からK8にかけて走る壁は、L8などで部分的に補修されたあとがある。

この壁から北へ四つの壁がのびている。しかしこのあたりから北は急傾斜の斜面になり、また攪乱されたあとがあって、いずれの壁も図にみえる部分を残すのみである。そのうちK7の壁とL8の壁との間、およびL8の二つの壁の間、この二ヶ所には非常に多くの河原石がつまっていた。

記述を転じて、L14、K14の上層壁はさらに西方につづき、J13で北へ折れ、J12に至ってきれている。J11では焼成煉瓦片のたまりが各所にあったのみで、J12から壁はつづいていない。またJ13へと西進する壁は残存状態がわるい。構造は、基礎石列の上に泥壁をつくったものである。しかしこより北進する壁は石積で、平らな砕石や河原石を泥土でつなぎあわせながら粗くつんだもので、上層期に属する壁としては例外である。J12では、この石積壁の下約一〇センチが粗い土層で、その下に炭灰層があり、灰層の下に東西にのびる主として板石を多く積んだ壁の上端がある。これはトレンチの北と南にあって相対し、平行に走っている。M15からN13につづく下層期の壁の石積法とはことなり、板石を多く使ったやや粗い構成の壁面をもっている。

発掘開始後ほどなくG14、G15、F14、F15で出現した厚さ一六〇センチの壁は、F16で攪乱され切れていたが、F16から一直線に約四三メートルつづき、H7まで確認した。H7でも攪乱さ

れ切れていた。この壁の外側すなわち西側には、二つの稜堡のような施設がある。その位置はF16からH7に至る壁のほぼ中央部にあつて、相方の間隔は約四・五メートルあり、平面形は正八角形を半截した形で、その一边は壁の方向と平行している。北側の稜堡は南側より残りがよく、残高約五〇センチである。両稜堡の間には門口らしい構造を示すものはなく、壁が続いている。その長大な壁は、壁東側につづく上層期の泥壁との関係から、上層期に属する周壁の一部と判定した。

H12、H13、G12、G13の四トレンチにわたる地域の中心部は地形自身が陥没したところで、後世掘りけずられたところである。H10、H11では、周壁上端をふくむレベルにひとつの床面があつた。床面には、泥壁基底の石列が残り、小石の敷石がこの石列にそつて若干残っていた。J8、J9、J10、H9における幅八〇センチの泥壁が周壁に接続している状態から、周壁とこの泥壁とは同時期に使用されたと考えられるので、H10、H11の敷石の床面は、周壁より新しい時期に属する(挿図6)。周壁と泥壁とでかこまれるJ8、J9の各室には、大小の河原石の埋立てがあり、これを除去すると、J8、J9でひとつの床面が認められた。床面のほぼ中心には各室ともパン焼き竈があり、多量の土器片が検出された。J8の部屋は東壁南端とJ9の部屋の東壁北壁それぞれ



挿図6 上層期最後の床面（I-13区-H11）

れの中央とに出入口があり、後二者は泥土でふさがれていた。J9の部屋の床下は約五〇センチ堅緻な黄褐色土がつまっており、そのすぐ下に下層期の整った構成の壁体があらわれた。大きい壁体の東北隅であることが予想された。壁体の周囲は多くの石が投げこまれており、上層期の壁をつくる時に、下層期の構築物をうめたことがわかった。また下層期の壁が他所と同じく、岩盤の上につくられていることも確認された。壁面の構成はM13、M14、M15、M13と同じであった。

この段階において前述の小丘にかけて第9列にトレンチを入れ、西方へのばした。その結果、J9であらわれた下層の壁体は、上層期の周壁の下を通してE9まで約一六メートルつづき、そこでほぼ直角に南折し、E13南端まで二三メートル続き、直角に西へ折れていることがわかった(挿図7)。この下層期の壁体は、その規模やプランから大きなテラスの一部と考えられる。G9からF9、E9へと地形は徐々に西へ傾斜しているので、下層の壁体の西面上端は表土のすぐ下であらわれた。G9は周壁外側に当り、上層期の遺物や焼成煉瓦を多量にまじえた黄褐色土が表土の下に西方へむかってくずれ落ち、その下すなわち周壁の基底から下へ、炭や灰をまじえた黒褐色土が何回にもわたっておち、堆積していた。この黒褐色土は下層期の壁体の削平された上面に至っていた。下層期の壁体は、周壁の

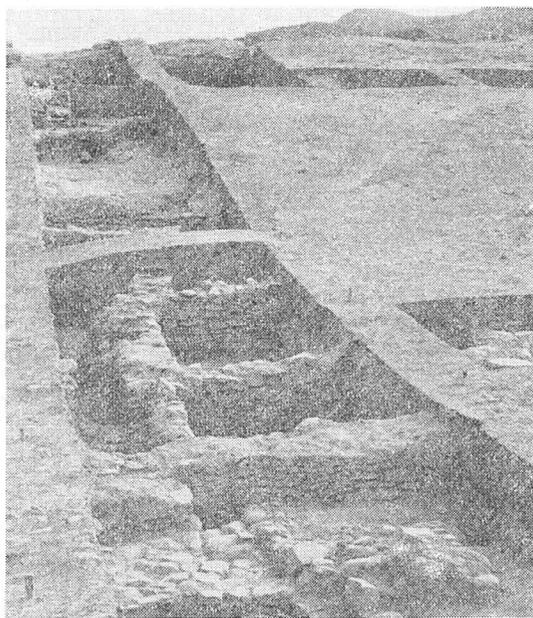


挿図7 下層期テラス壁面の石積（I-13区-E10）

直下では岩盤上約二〇センチの残高をもって残っていたが、西行するにつれてその基底部を残すのみとなる。しかし、岩盤自身が西へむかって傾斜しているので、F9であらわれた壁体西面は、岩盤の上約一五〇センチの高さまで残り、下層期でもっとも整った壁面として観察することができた、石積壁体の上にはもともとの高さまで日乾煉瓦を積んでいたようであるが、現在F10、G10で三重に積んだあとを残すにすぎない。この日乾煉瓦の上でヒンドゥー教神像が出土した（挿図8）。それはウマー・マヘーシュヴァラ Uma-Mahesvara の並坐像で、クマラー Kumāra と考えられる裸身童子が、ウマーの裳の左下にとりついている独特な構成をもつ白大理石像で



挿図8 神像出土状態（I-13区-F10）



挿図9 下層期居住区(部分)(I-13区-A9~D9)

ある。出土地点は地表下約一二〇センチ、上層期周壁の稜堡基底より約八〇センチ下で、F10トレンチの東である。正面をやや西南にむけて正立していたが、マヘーシュヴァラ頭部、右膝、三叉戟をもつ左上臂、ウマー上半身などは像の南側の日乾煉瓦のうえに打ちおとされて出土した。これら打ちおとされた部分の出土レベルは、像の基台正面の銘文帯より下であった。銘文帯以下は像を立てるためにはうめこまれるはずの部分で、打ち欠かれたものを

がこのレベルで出土したことは、神像が原位置から動かされたのちに破壊されたことを示している。

岩盤はE9、D9、B9、A9、V9において確認された。それはF9の下層期の壁体の下から西へ傾斜している。壁体の西方は、C9まで建物あとは認められず、C9からB9にかけてトレンチを南北にななめに横切る土止め石積があり、壁体と土止めとの間には、碎石混入の土が岩盤の上にかく盛られていた。これはI-13区の下層期の壁につく床面で確認された状態とま

たく同じであり、土止めの西側に土止めと平行して走る石積壁の時期を下層期のものと判定する手がかりになった。土止めの西側にはRトレンチまでの間に石積壁をもつ一連の建物がある(挿図9)。壁の方向によって大きく三回の建築期にわけられる。

第一は土止めと平行する壁をもつ建物で、これはトレンチに平行してあらわれた第二の建物の東壁を一部削って、第二の建物と接続している。したがって第二の建物が第一の建物より早く築造されている。第三は、第二の建物の西方U9からRトレンチに至る間にある。前二者の建物の壁幅が約八〇センチ〜一〇〇センチであるのに対し、第三の壁は一八〇センチある。第三の建物のうち東西にのびる壁は南側に厚さ約七〇センチでのちに附加増広された壁面をもっている。第二と第三の建物との間

には、第二の建物に接して数回にわたって造られた石積があり、これは第二と第三の建物の築造順序を決定するため重要な部分であるが、とくにU 9、T 9はイスラム時代の墓葬が多く、いちじるしく攪乱されて前後関係決定を困難にしている(挿図5)。

これら三回にわたる建物の壁は同じく下層期に属するといえ、I—13区のテラスの石積とは大いに異なっている。テラスでは大石を列置し、その間隙を小さい板状の石で充填するが、ここでは積まれた石の大きさにほとんど差がなく、積み方もテラスのように整美に且つ堅固にととのえず、粗く、泥土で石をつなぎ合わせて積み方法に従っており、泥土は現在ではなほだしく乾燥しており、粗積をいっそう粗くみせている。したがって同じ下層期においても建物の規模や性格によって石積法を異にしていることを認めたのである。また発掘当初に考えた小山の意味は、イスラム時代の墓葬による盛土であるほかにまったく別の意味はなく、幅一八〇センチの壁をもつ第三の建物のレベルは第一、第二の建物のそれとほとんど同じであった。I—13区A 9、D 9およびI—18区U 9、V 9においては表土直下で上のような建物の壁が出現し、I—13区周壁東方でみられた泥壁の建物の遺構はまったく認められず、したがってこの区域では上層期はなく、下層期だけであった。

(二) I—8区(挿図10) … D 16、G 16、D 17、H 17、D 18、J 18、F

19、H 19の一八の区画を発掘して神祠風遺構を認めた。発掘当初大階段があると予想された地域である。舌状部の最高所に当るE 17から東へF 17、G 17までをまず発掘した。地表下三〇センチから四〇センチにおいて日乾煉瓦が一面にあらわれたが、非常に風化しこわれた部分が多い。ういた煉瓦を若干とりのぞいてE 18、F 18、F 16にうつったが、E 18、F 18でもやはり上面のかなり壊れた日乾煉瓦づみがあらわれ、H 18、G 19においては、南北に走る東向き石積壁の壁面があらわれ、H 17、G 19ではほぼ直角に西折していることがわかり、この地域に大階段が存在することは考えられなくなった。この壁の壁面構成は、I—13区テラス壁面とほとんど基本は同じであったが、ここでは大石が比較的扁平で、間隙をうめる石の大きさもテラスのそれほど小さくなく、むしろテラスと第一、第三の建物との中間形式に当る。この壁面に沿ってE 18、G 17、F 17、F 16、E 16を次々に発掘していった。H 17、G 19で西折した北面する壁は、約八メートルすすんで、やや南に折れ、再び西へ六・三メートル直進し、一・五メートルだけ南折し、また西へすすんでいた。この時点でD 16、D 18をあらたに調査した。この区域は中央陥没区の東端に当り、区域の西側が大きく壊れ去っているので、壊乱面を清掃した。するとD 17においてE 17、F 17からつづく日乾煉瓦積があらわれ、もっとも残りのよ

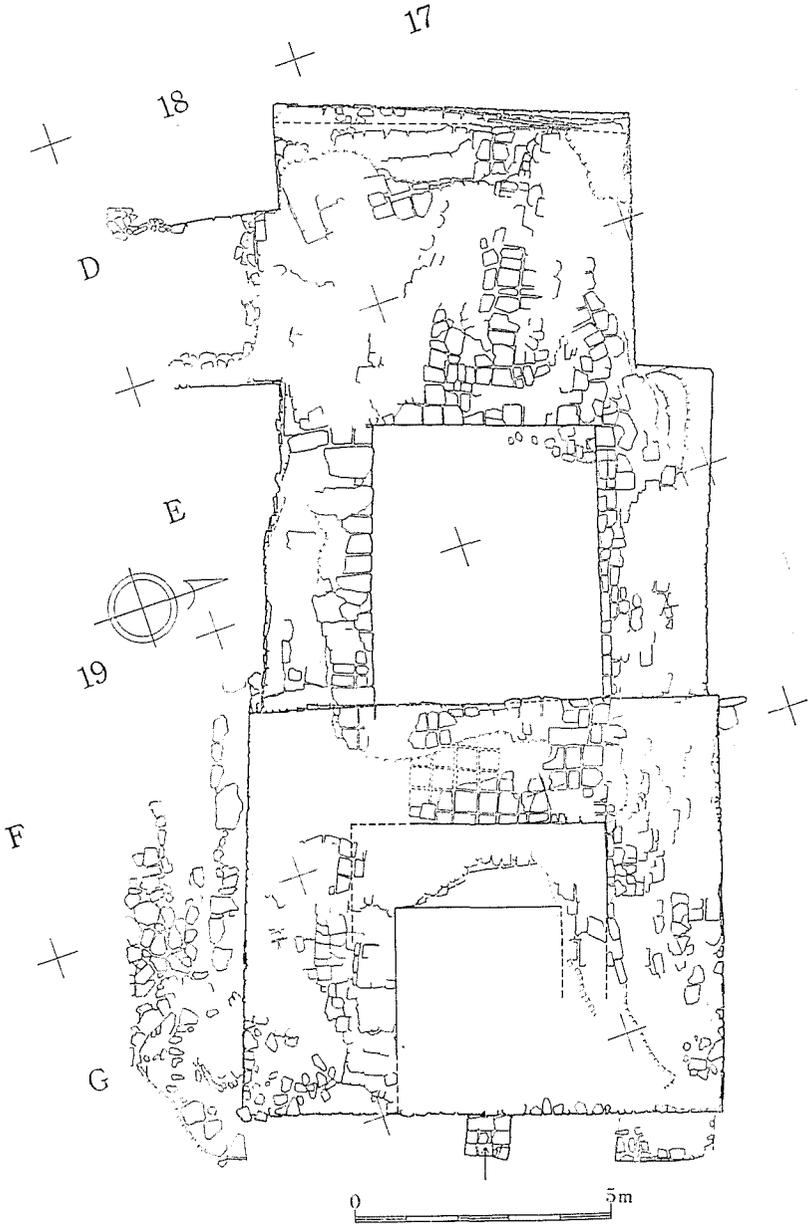


插图10 神祠風建物平面図(1-8区)(約1:160)



挿図11 神祠風建物正面の石段(1-8区-H18)

いところで高さ一・六メートルを計るソリッドな煉瓦積であることがわかった。また煉瓦積の下にはその基礎となる高さ約一メートルの石積の壁面があり、前述の北面する石積壁とほぼ直角にまじわりD16で西北の角があらわれた。ここで我々はこの舌状部に

ある建物が石積壁の基礎の上に日乾煉瓦を積んだひとつの建物であることを確認したのである。建物の南面はG9からF18におよぶ約七・七メートルの壁面とそれよりやや北にひっこんでE18まで約六・四メートルにおよぶ壁があるが、DE18ではこの建物から南へのびる厚い壁がある。建物は長軸にも短軸にも左右非称で、いずれの隅も正確に直角でないか、または直角にとられていても壁はのびるに従って歪みを生じている。建物の東三分の一では石積壁の上の日乾煉瓦は非常に残りがわるい。建物東壁のほぼ中央に長軸にそって幅約八四センチの三段の石段が附属して、建物への昇り口を示していた(挿図11)。石質は多孔質の石灰岩で、階段の最下段の足踏面(すなわち中央の段の下底)のレベルと建物東壁の基底レベルとは同じであり、最下段の基底のレベルで、建物の前庭には多数の石が散乱していた。石質は階段の石質と同じものである。壁につかわれた石質は未詳であるが、階段の石とはまったく別である。また散乱した石塊よりも東、すなわちJ18において厚さ約二〇〜三〇センチで非常にきめのこまかい灰がたまっていた。灰層の下には岩盤が一部で認められた。残りのわるい日乾煉瓦を清掃してゆくと、この東三分の一は、両袖(南と北)と奥壁(西)を日乾煉瓦で積んで、階段のある東側は開放していたことがわかった。さらにこの三壁にそって高さ約六〇センチの



挿図12 神祠風建物北壁の石積（I-8区-F17~G17）

ベンチ状の施設があることもわかった。両袖と奥壁とこれらに対応する床面にはもと全体に泥土を厚さ五ミリ〜八ミリほど上塗りしていた。ベンチ状施設の西北部に青色（ラピス・ラズリ色）が一点残っていた。ベンチ状施設の幅は奥壁の前で一・六メートルあった。両袖つきの部分は破壊されていて正確に計りがたかった。奥壁の立ちあがりは約六五センチを残し、ここから建物の奥へと日乾煉瓦が積んであった。F18の東南部は日乾煉瓦が非常にくずれており、その中で北へのびる東むきの石積壁があらわれていた。これは建物の東南隅から南壁にそってちょうど七・七メートルのところであって、南壁がこの点を境に全体に北へやや引こんでいる。建物北壁にはこれに呼応する位置、すなわち建物東北隅から約八メートルのところ壁がやはり南へ折れている。このあたりの石積壁の基礎は、南折する線を境にして、東側は西側より約二〇センチ低い。同時に石積の高さも西側が約一・二メートルであるのに対し、東側は〇・六メートルで、いちじるしく低い（挿図12）。このような事実から、建物の東三分の一すなわち階段をもち、両袖奥壁のある拝殿風の部分は、建物当初からあったものではなく、増広部分であり、建物全体からみれば、最終段階における前室のような性格をもっていると考えられる。この考え方をさらにつよめたのは、F18で認めた南北に走って東面する壁面

が、建物南壁から約二・二メートルのところまで西へ折れ、日乾煉瓦を石積壁の上に積みながら五・五メートルすすみ、北へ折れて約四・三メートルつづき、さらに東へ折れて五・五メートルすすんで終っていることを確認したからである。すなわち建物東三分の一の西側に、やはり北・西・南の三方をかこみ、東が開放した揮散風のプランが存在したのである。これが建物当初の前室と考えられ、その後東へ同様なプランの建物を接して増築し、日乾煉瓦をもつて三方の壁をつくったのである。この時、増広部分の奥壁と当初の建物の前室の三方の壁でかこまれるほぼ正方形の部分は日乾煉瓦で埋め立てられた。増広以前の前室の床は、日乾煉瓦を敷いたものであるが、西北隅に石だまりがあつて、焼土や灰が検出されたほか、奥壁の石積壁の一部が煤によって黒化していた。

この建物とI-13、18などの地域の建物との関係、とくに相対的な年代は明確でなく、次回の調査にまたなければならぬ。しかし石積壁自身や石積壁の上に日乾煉瓦をつむ構築の形式は、I-13区のテラスのそれにもっとも関連がふかい。したがつて今年度にあたつた知見からは一応このI-13区の建物を下層期に当てておくことが妥当である。また同時に、この建物はそのプランからみて居住を目的にしたものではなく、前室の形態などはむしろ神祠

風の建物であることを示している。神殿に関連する遺物の出土はまったくなかったが、これも一応右のように理解して次回の調査に期待する。

## 出土遺物

発掘した区域が広範囲であるのに比較すると出土遺物はすくない。主な遺物だけをとりあげて記述をすすめる。

(一)土器及び土製品…土器が遺物中もっとも多い。完形品が二点、断片三一七八七片である。そのうち無文の赤色土器が約二九〇四九片、彩釉陶が約一九六九片、灰色土器が七六九片である。この三種は発掘された地域によって比率に大きな差異が認められた。

I-13区の周壁内部の建物と周壁の外側へと堆積した層、これはいずれも上層期に当るが、ここでは赤色土器は土器片総数の八八%、釉陶は一〇%、灰色土器は二%であつた。第9トレンチのテラス西方の住居区(第一、第二、第三の建物)では、赤色土器が九六%弱を占め、灰色土器は三%、釉陶は一%強でわずかに七六片を数えたにすぎない。I-13区の神祠風の建物では絶対量が前二者の地域よりすくない。釉陶は三片出土したのにすぎず、赤色土器が九八%、灰色土器が二%弱であつた。テラス西方の住居区では釉陶はことごとく表土と建物との間の堆積層から出土し、堆積層は上層期の周壁から外の斜面にむかつて堆積したものであ

るから、居住区では釉陶を使用していなかったと判断され、居住区が下層期に属する手がかかるのひとなつた。I—8区出土の土器はみなきわめて小さい断片で、建物に対して二義的な遺物である。泥壁の建物をもつ上層期と石積の建物をもつ下層期との間には、建築技術上の相異のほかにこのように土器の上からもはなはだしい差異が認められる。土器には押印紋が認められた。上層期に特色ある図柄は葡萄の房を表現したもので、下層期にはあられもない。下層期は種類が多く、連珠をくわえた鳥だけのもの、連珠円環の中に表現したもの、あるいは連珠をくわえた鳥だけのもの、連珠円環の中に八弁の花を表現したもの、その他がある。前二者は

サーサーン朝の伝統的モチーフである。一般にテベ・マランジャン Type Maranjian 出土の押印紋によく合致する図紋が多いことは、下層期の年代を決定するために注意を要する。テラ・コッタ像は馬の表現がもっとも多いが、人物が二つ出土した。ひとつは上半身を欠し、下半身のみであるが、広潤な上衣と密着したズボンをつける。これは一般にイラン風な衣装とよばれているものである。片面型造りである。他は花冠をかぶった婦人像で、頭部を残すだけである。眼は粘土を刻んで、中央に竹筒刺突による瞳の表現がある。頭に黒の彩色が残っている。前者はI—13—P14の表土から、後者はI—13—M11の岩盤上でそれぞれ出土した。紡

錘車は三九点で、いずれも土器片からつくられたものである。(≡)滑石製及び大理石製の容器片が一三点出土した。いずれもテラス西方の下層期の第三建物から出土した。また滑石製容器片の外面には、パルメット風の植物紋を連珠円環の間隙に配した浅浮彫の装飾があり、サーサーンの銀器のモチーフに類似点を認めうるものである。

(≡)貨幣は発掘された区域が広範囲であったのに比しすくない。一点を採集したが床面から出土したものではない。銀貨は一枚で、銅貨が一〇枚であり、その一枚の銀貨は、のちにペンダントとして用いたため一端に加工あとがあったが、サーサーン朝のカワド一世発行のものと考えられる。また銅貨のうち直径一八ミリ、重量三・二グラムのものは、裏面いっぽいに拜火壇の図柄がみえ、サーサーン朝初期の王の発行したものであるらしい。直径二・四センチ、重量一〇・一〇グラムのものは、腐蝕がげしいが、ギリシア文学が判読できて、SOTER NIKAS のものである。またカロシユティ文字が「……regadannasa……」と判読できた直径二・三センチ、重量九・二グラムのものは、インド・パフラヴァ系の Spangadames のものである。これらの貨幣がいずれも遺跡の年代決定に無価値であることは言うまでもない。

(≡)鉄製品は釘がもっとも多いが、鋸も若干あり、なかに二股鋸が

一点あった。これはクンドゥズのチャカラク・テベⅢ期（ポスト・クシャーン期）の出土品に類似している。

④白大理石彫刻類・ウマー・マヘーシュヴァアラ Uma Maheśvara 並坐像一軀と他に神像の手、腕などの残欠小品が四点出土した。

ウマー・マヘーシュヴァアラ並坐像（図三、四）…総高八一・五センチ。基台の銘文帯（図五）の横の長さ四三センチ、高さ五・八センチ。銘文帯の下の粗彫り部の高さ二一センチ。像全体の厚み一八センチ。銘文にシヴァの異名であるマヘーシュヴァアラが読めるので、神妃はウマーの名をとる。マヘーシュヴァアラがナンディンに坐し、マヘーシュヴァアラの左にウマーがよりそい、クマール Kunda がウマーの左下にとりついた像を簡単な基台の上に彫り出したものである。マヘーシュヴァアラは、脚を内に折りまげて右むきにうづくまる三眼のナンディンの上に左脚を折って半跏の姿勢で坐す。上体をやや右に傾けている。ナンディンは頭に花飾（または鈴）をさげ、足がマヘーシュヴァアラのドーティ dhouti の下方に表わされている。マヘーシュヴァアラは連珠の頸飾、聖紐 yajnopavita、腰帯をつけたドーティの他は裸身である。腕は左右二本で四臂。右前の腕は肘をまげて下腕を上にあげている。手首に腕輪の表現があるが、手は欠損する。右後腕のはやし、指を折って右膝にささえる。左前の腕はウマーの右肩におき、三叉戟



挿図13 Maheśvara 像上身

を指間にはさんだ左後の腕は、ウマーのうしろ側でまげて、頭のうしろから三叉戟をのぞかせている。マヘーシュヴァアラ（挿図13）は単面三眼で、第三の眼の眼尻は頭髮にかかる。髪の毛の生え際、上脣の上縁、口唇、顎、耳、三道を朱で隅取りする。宝冠 mukuta は、連珠のふちどりのある半円形の立ちかざりを中心にして左右に冠帯 diadem をめぐらしている。立ちかざりには三日月を配し、その上に人が腕をひろげたような装飾がある。冠帯の中央部は欠損するが、側頭部から巾がでて、後頭部でゆるく結び垂している。頭髮はインドのシヴァ像にみられない独特の結び方をし



挿図14 Uma 像上身

いる。冠の立ちかざりから頭頂へまわる連珠を中心にして、ほぼ左右対称に大小四つのループ状につくり、後頭部ではこれらの束をかさねあわせ、巾の左右でうしろ肩へかかる巻き毛としてまとめられている。また肩の両わきには波状に垂れる髪表現がみとめられる。この像全体はこまかいところまでいねいに彫られているが、とくにマヘーシユヴァラの頭部にみられる処理はそれが著しい。冠の一部には朱彩が残っており、頭髪の一部にはうすい黒彩が残っている。左肩から右脇腹へわたる二条の聖紐は背面では

表現されていない。乳、臍、腰帯の上縁、右腕の折曲部に朱線のふちどりがあがる。腰から下はドーティでおおわれており、ドーティは腰帯をまわしているが、腰帯は背面においても正確に表現されている。ドーティの正面にはウルドヴァ・リングがドーティをつきあげた形であらわされている。左後の手につかんだ三叉戟の中央部は木葉型であって、一部に朱が残る。ウマーは花茎をもった右手を自身にひきつけながら、腰をひねってマヘーシユヴァラの左膝に右腕をつき、右脚はふかく屈し、左脚はなかばまげて、マヘーシユヴァラによりそっている。左腕は不自然に浅浮彫であらわされ、左側身に密着させている。ウマー全身はマヘーシユヴァラのややななめ前方をむく形となっている。宝冠は連珠帯に二つの形の異なった立ちかざりをつける(挿図14)。結髪は簡素で、後頭部で巾によって束ね、手頸まで陰刻した波状髪表現がみられる。巾は両方の腕にかかり、腹部へとつづいている。耳飾は耳の大半をおおうほど大きく、ロータスをあらわしている。胸飾りは方形で連珠の縁どりである。下半身は裳でおおわれているが、マヘーシユヴァラのそれとともに衣紋の処理は形式化し、とくに右脚屈折部において顕著である。両脚の間に衣紋の褶とは表現が異なった蛇行して垂下するものがある。ナーガのようにもみえ、あるいは裳に対する帯の垂下する部分ともみられる。ウマーにおい



挿図15 Kumāra 像

ては、マヘーシユヴァアラよりも朱彩の残りが多い。宝冠の立ちかざり、衣紋にとくに著るしく残っている。また前額部の頭髮の生え際、眼瞼の上縁、耳、三道に隅取りのように引かれ、口唇はぬりつぶしている。眼球はもと青色に塗られたらしいが若干を残すだけである。上瞼の下縁や下瞼のふちは黒で引かれている。

マヘーシユヴァアラの坐すナンディンは眼の上縁と下縁に朱の隅取りがみとめられる。第三の眼には彩色は残っていないかった。

ウマーの裳の左下にとりついている童子(挿図15)は腕飾や連珠の腰飾をつけただけの裸身で、頭髮は前額の左右から波状に生え、

前額中央部から頭頂にかけては剃髪にしていることが注意を引く。童子をクマアラに当てることができると、このような形でウマーとマヘーシユヴァアラとクマアラをひとつに表現したインドにおける例をきかない。この童子がクマアラであるとしても、ガンダーラのパンチカハリーリティー Panchika-Hariti 像における童子の表現法、ならびに、裸身の状態や連珠装飾などは中央アジアの有翼天使像とくにクチャの舍利容器の童形天使像などとの関連を思わざるを得ない。

この神像の背面は、マヘーシユヴァアラの頭部と腰帯とがとくに綿密に彫り出されているほかは全体にこまかい鑿あとがあり、その上を磨平しているばかりである。ただナンディンはうづくまる状態を大まかにあらわしてあり、大理石の縞目をうまく利用している。また全体を側面からみると、もっとも厚い部分が約一八センチとうすく、同時に正面観を主として研磨して平らであり、それ以下の粗彫りの部分より若干ひっこんでいる。

いまアファガニスタンだけにかぎってヒンドゥー教の彫刻を列挙すると次のとおりである。

- (1) 白大理石スーリヤ Surya 神像：ジョセフ・アッカシ Joseph Hackin が一九三四年カーブル北郊のハイル・ハネ Khair Khanoh 神殿遺跡で発見。上層期の神祠 B・C 間の攪乱土で出土。この神祠は平らな石を粗積みにした上に日乾煉瓦を積んだ建て方によっており、タバ・スカンダル I—8 区の神祠風の建物と構築法が類似している。<sup>④</sup>
- (2) 白大理石像基台：(1)と同じく、ハイル・ハネ神殿で発見された。出土地点は神祠 A の原位置。基台には大きい人物の両足が中央に残り、そのむかって右に小さい人物がいる。<sup>⑤</sup>
- (3) 白大理石ウールドヴァレータス II ガネーシャ Urdhvaratas Ganesa 像：ガルデズ Gardes 近郊出土。一九六六年頃発見された。現在カーブルのシク寺院ビル・ラタン・ナート・ダルガ Pir Ratan Nath Darqah にある。基台に二行にわたりポスト・グプタ期のブラーフミー文字を刻した銘文がある。トゥチ G. Tucchi は、二行目にキンガラ Khingala と、三行目王名を讀み、これを貨幣にみえる王キンギラ Deva Sani Khingila やラーシヤタランキニー Rajatarangini の記述によるキンキラ Khinkhila すなわちなーレーンドラーディティヤー一世 Narendraditya に当てようと試みている。造像を五世紀末か六世紀初とトゥチはみる。<sup>⑥</sup>
- (4) 白大理石ウールドヴァレータス II ガネーシャ像：サカル・ダル Sakar Dhar (カーブル近郊) 発見。現在カーブルのシヨル・バザール Shor Bazar の寺院にある。
- (5) 白大理石単面シヴァ神頭部：ガルデズ近郊発見。大変磨滅しているが宝冠は比較的よく残る。カーブル国立博物館蔵。<sup>⑧</sup>
- (6) 白大理石ドゥルガー II マヒシャースラマルディニー Durga Mahisurasmaradini 像：ガルデズ近郊発見。ドゥルガーの上半身を欠損している。カーブル国立博物館蔵。
- (7) 白大理石ドゥルガー神？頭部：タガオ発見。ドゥルガーとする決め手は見当たらないが、所蔵者はドゥルガーとしている。カーブル国立博物館蔵。<sup>⑩</sup>
- (8) 白大理石像「ドゥルガー・マヒシャースラマルディニー像」：伝カーブル近郊発見。うしろ上をふりむいたコブ牛の上に人物がまたがっている。人物は脚を残すのみ。フェルナンド・スコレテ Fernando Scorette 蔵。<sup>⑪</sup>
- (9) 白大理石三面シヴァ神頭部：デー・ミル Deh Mir (サライ・ホジャ Sarai Khwoja 付近) 発見。カーブルの警察学校長秘蔵。<sup>⑫</sup>
- (10) 石灰岩神像トルソー：タガオ発見。頭部、四臂を欠損し、ドゥルガーをつけたもの。カーブル国立博物館蔵。<sup>⑬</sup>

(1) シヴァ神像・ダルンタ Darunta 発見のもので石質はおそらく石灰岩。S・B・ムスタマンディ Moustaminidy 博士の考古研究所に写真資料として存在し、現物の所在不詳。

(2) テラコッタ・ドゥルガー神像・M・タディ Maurizio Taddei を隊長とするイタリア調査隊がガズニーのテベ・サルダル Tobe Saridar で一九七〇年に発見した。未発表の資料。タディ博士の御教示に謝意を表す。

これらのほかに、オルラメッシュ Orlamesh 出土と伝え、マザールリシャリーフ Mazar-i-Sharif の陳列室にあるストッコの、三面・三叉戟をもつ神像をシヴァ神と認めるならば、またタガオでフーシエの発見した石灰岩リングを加えれば、一四例である。ダルンタ発見という(1)の例の石質が不明であるが、おそらく石灰岩であろう。そうすると九例までが白大理石であり、タバ・スカンダル出土のウマー・マヘーシユヴァラ像を加えて一〇例である。知られる例からみれば、カーブル周辺とガルデズ周辺に白大理石像の出土が限られている。タバ・スカンダルの例と白大理石の他の例を比較するとその共通点は次のとおりである。

(イ) 基台の作り方・基台正面上部を平らに一段彫りこんで研磨している。(1)~(4)、(6)がこの特徴をもち、タバ・スカンダルや(3)の例ではこの部分に銘文を刻む。それ以下の部分は粗彫りのまま

である。(2)は原位置で出土したが、粗彫り部分は龕の床面下にうめこまれていた。ほかの例もこれにしたがっていたと考える。

(ロ) 宝冠の三日月・マヘーシユヴァラの宝冠の立ちかざりにある三日月とその上に人が腕をひろげたような装飾との組み合わせは、(5)の例とまったく共通である。同時に(1)の太陽神スリーヤと(5)との相好の表現に類似する点が認められる。

(ハ) 三叉戟の型式・(1)のピンガラ Pingala がもつシャクティの穂先、(6)のドゥルガーがもつ三叉戟中央の穂先、タバ・スカンダルのマヘーシユヴァラのもつ三叉戟中央の穂先、これらはみな木葉型に彫り出している。同時に(6)とタバ・スカンダルの例はまったく同じ三叉戟の型式である。

(ニ) マヘーシユヴァラ後頭部における巾の表現・巾の結び方は若干異なるが、垂下した巾の褶が、上半では縦方向、下半が横方向に表現されている(図四)。(1)の例よりもタバ・スカンダルの例の方が綿密に刻まれている。このような巾の表現は、フェンドキスターン Fendukistan やカシニールのカシニール Ushkar で出土した彫塑やテラ・コッタにみられる。<sup>10)</sup>

このほかにも背面の表現やそれにもなう側面観が、タバ・スカンダルと(1)の例とはよく似ており、またタバ・スカンダルの童子の頭髮の表現は、(1)のピンガラにみられる天冠の表現と類同す

る。以上のようにタバ・スカンダル神像と共通する点をあげてみると、タバ・スカンダルも含めたカーブル周辺出土の例とガルドズ近郊出土の例との間には隔絶するなものもなく、时期的にはなほだ近い一群の白大理石像の存在をとらえることができる。

ところが(1)～(5)及び(8)についてはこれまで年代に関して様々の見解が発表されてきた。列挙すると次のごときである。ハイル・ハネの例は、アッカがAD五世紀、マーシャル J. Marshall もアッカに従い、シュランベルジュ D. Schunberger はAD七世紀に当てる。(3)に対しては、トゥチがAD五世紀末あるいは六世紀初、サルカル D. C. Sirkar がAD六、七世紀、アグラワラ V. S. Agrawala は絶対年代を示さないが、グプタ期彫刻の伝統をひくものとする。(4)もアグラワラは(3)と同時期とみるが、AD四世紀に当てるラムチャンドラン T. N. Ram Chandran の年代観を紹介している。(5)についてはバレット D. Barrett もケッツ H. Goetz もともにAD八世紀とみ、ゲッツはややくわしくAD八世紀前半後半とする。(8)の年代はバレットがAD八世紀にするのに対し、シュランベルジュはAD六世紀中葉以降九世紀後半以前とする。またアフガニスタン国立博物館は、(1)、(2)は発掘者に従い、五世紀に当て、(5)、(6)、(7)、(8)、(1)はヒンドゥー・シャー Hindu Shah 期に当てている。タバ・スカンダル出土の神像の銘文字体にAD七世紀後

半をさかのほりえないもの(後述)があることから、造像と刻銘を一応同時期とみて、ここでは一連の白大理石ヒンドゥー教彫刻類の年代を示唆するにとどめるが、刻銘に不自然なところがあることを付言する。

タバ・スカンダルではウマー・マヘーシニヴァラ像のほかに四例の白大理石彫刻断片が出土した。三例が蓮華をもった小さい手、一例が連珠環飾をつけた腕と考えられる部分である。二例は下層期テラス、他の二例は表土直下で出土した。

#### おわりに

今年度の発掘の結果あきらかになったことは次の諸点である。上層、下層の二期を認め、

(一)上層期はI—13区のみで認められた。建物はすべて泥壁をもって構成され、壁の基礎に石を敷き、壁面には石の小口をみせている。建物は長大な周壁でかこまれ、その中に大小の部屋がある。床面は二回認められたが、周壁が削平されたのちにもっとも新しい床面が一回あるので都合新旧三面になる。建物の年代はおおむね量りやすい量のイスタリフ系釉陶によって決定されるが、イスタリフで現代も生産されている釉陶の歴史が不明であるため、出土したイスタリフ系釉陶だけでは年代を決定できない。ところが多量のイスタリフ系釉陶にまじって極小片の中国陶器

が若干出土している。これを検討することによって共伴のイスタリフ系釉陶の年代がある程度確かめられるとともに、イスタリフ陶器の歴史の一点が定められる。

(二)下層期は神祠と居住区とから成り立つ。台地西方で出現したテラスは東方へとつづくことが予想される。この大テラスの上にはI—8区の神祠らしき建物をはじめとして一連の宗教建築が存在するらしい。この時期の建物のうち、テラス上のものは石積壁の上に日乾煉瓦を積む。居住区の建物は粗い石積壁である。建築の性格によって構築方法が異なるのを認める。

(三)下層期の遺物には、紋様の主題などにサーサーン期の伝統をうけつづくものが認められる。とくに土器の印紋はその顕著なもので、カーブル東郊のテベ・マランジャン出土の印紋に共通するものが多く、若干はベグラーム第Ⅲ層の印紋と共通する。

(四)七世紀後半をさかのぼらないブラーフミー字体の銘文をもつヒンドゥー教神像が大テラス上で破壊されたまま出土した。これは下層期の年代をきめる要素になりうる。いわゆるヒンドゥー・シャー朝のラリヤ・シャー Lalhya Shah が、ヤクープ・イブン・レイヌ Yaqub ibn Laith の攻撃によってカーブル地方からその都をインダス右岸のウタババンダ Utabhanda に移したのはAD八七〇年頃である。この年代が神像破壊の上限 terminus

post quem であるとともに、下層期の終末の上限とも考えられる。

(四)『大唐西域記』の迦畢試国の条に、国都から南四十余里に「罽蔽多伐刺祠城」があり、大地震にもこの城のあたりは堅固で動揺しないとみえる(城南四十余里、至罽蔽多伐刺祠城、凡地大震、山崖崩墜、周此城界、無所動揺)。また迦畢試国の宗教を記述する部分に、「天祠数十所、異道千余人、或露形、或塗灰、連絡髑髏、以為冠蓋」とみえる。「罽蔽多伐刺祠城」については、ジュリアン S. Julien が「Sphitavaras」城とよみ、サン＝マルタン V. de Saint-Martin は「Svetavaras」城とよんだ。ワタース T. Waters は「罽蔽多伐刺」と「祠」とをわけ、前者をシュウェータヴァット Svetavat すなわちインドラ Indra の別名のひとつと考え、後者を temple の意に解し、「罽蔽多伐刺祠城」とは「インドラをまつる寺祠のある城」であるとした。この解釈はバナジー J. N. Banerjea も承認しているが、インドラの別名にもシュウェータヴァットという名があったとしても筆者は承服しがたい。「罽蔽多伐刺」をシュウェータンシュヴァタラ Svetāsvatara の訛音とみるからである。シュウェータンシュヴァタラは、Svetāsvatara Upanisad にみえ、ほろをまとい、白色祭紐をかけ、総身に灰を塗り、ヒマ

ラヤに道場をもち、シヴァ神を唯一神と奉じ、独自の学派を創始した人格である。これについては、原実氏の考定がある。同氏はその中で「ハウア」J. W. Hauser の「シュヴェーターンシュヴァタラ」シヴァの別名」説をしりぞけている<sup>⑧</sup>。上記『大唐西域記』にみえる迦畢試国の異道のうちに、「塗灰」のものがいるという記述から、シュヴェーターンシュヴァタラ一派の系統をひくシヴァ信者が存在した雰囲気を感ずる。また後述のように、ウマー・マハーシシュヴァラ像銘文にもとくにシヴァ信仰を強調した一面がみえる。このような理由から、ウマー・マハーシシュヴァラ並坐像を出土したタバ・スカンダルを玄奘のいう「罽蔽多伐刺祠城」に比定する。

(内)玄奘は迦畢試国の記述の中で「天祠數十所、異道千余人」の存在を認めている。タバ・スカンダルもこの中に数えられる。したがってタバ・スカンダルはすでに七世紀前半には存在していた。

(外)以上の(外)、(内)の前提には、玄奘の迦畢試国都がギルシュマン、Chishman の調査したヘズラムかまたはその附近であることを要する。ヘズラム最上層は三、四世紀とかわれ、玄奘の訪れた七世紀には降らない。ギルシュマンの年代観をタバ・スカンダル下層期の遺物から検討することが今後の課題である。

① R. Ghushman, *Bagram, Recherches archéologiques et historiques sur les Kouhans, Mémoires de la Délégation Archéologique Française en Afghanistan*, Tome XII, 1946, p. 9.

② 桑山正進「柱礎に密なゴブンドゥタマ」(『D—都市形態の研究(一)』における文化変化と都市のカタチ)一九六九年十一月特集号)。  
③ J. Carl, Le Monastère Bouddhique de Tépé Marandjan, *Mémoires de la Délégation Archéologique Française en Afghanistan*, Tome VIII, 1959, p. 7 ff.

④ J. Hackin et J. Carl, *Recherches Archéologiques au Col de Khair Khanah près de Kabul, Mémoires de la Délégation Archéologique Française en Afghanistan*, Tome VII, 1936, pl. XIV~XVI.

⑤ J. Hackin et J. Carl, *op. cit.*, pl. XI~XIII.  
⑥ G. Tucci, Preliminary report on an archaeological survey in Swat, *East and West*, New Series, Vol. 9, No. 4, 1958, p. 327 ff., fig. 40; R. C. Agrawala, *Urdhvaratas Gaṅgā from Afghanistan, East and West*, New Series, Vol. 18, Nos. 1-2, 1938, pp. 166-168, fig. 1.

⑦ R. C. Agrawala, *op. cit.*, fig. 4.  
⑧ M. Hallade, *The Gandhara Style and the Evolution of Buddhist Art*, London, 1968, pl. 179.

⑨ カール国立博物館における筆者の観察による。  
⑩ 京都大学人文科学研究所考古資料SWA八五三(A)。  
⑪ D. Schlumberger, Le marbre Scornetti, *Arts Asiatique*, Tome II, Fascicule 2, pp. 112-119, pl. I~II.

⑫ アフガン考古研究所々長シャービー・ハーイー・ムスタマンディ博士の御教示による。現在写真資料はなく、未発表である。

⑬ 京都大学人文科学研究所考古資料S.W.A八五〇。

⑭ M. Halade, *op. cit.*, pl. 177-178.

⑮ 原実「Śvetāśvatara Upaniṣad VI-21」(『宗教研究』第三十五卷第一輯、一九六一年)。これについては荒牧典俊氏の御教示に負う。

### ウマー・マヘーシユヴァラ像の銘文

タバ・スカンダル出土の大理石彫像に刻まれた銘文について今日までに判明した点を説明しておこう。

銘文は、像の基台の研磨された前面の、三行八十四記号(句読点等も含む)の陰刻である。一行目二十字、二行目四十六字、三行目十八字という不均衡な文字の配分は、基台のむかって右半の上辺をウマー像の裳すそが覆っているためで、文章の段落には関係がない。文字の彫りは深く明確で、二行目中央から右の七字(nos. 45~51)にわたって石の表面がうすく剝離している以外は、保存状態も良好である。

書体は、グプタ・ブラーフミーを直接継承する、いわゆるシッタ・マートリカー Siddhamātrkā 悉曇<sup>①</sup> またはビューラーのいう「鋭角ブラーフミー」acute-angled Brāhmī<sup>②</sup>の特徴をよくあらわしている。すなわち、(1)文字の右上から左下にやや傾き(*cl.* nos. 5, 7, 12, 16, 30~34, 44, 54~56, 61, 62, 64, 73, 74, 79)

また山崎元一、月輪時房、小西正捷の各氏にもウマー・マヘーシユヴァラにつき御教示を頂いた。あわせ明記して謝意を表す。なお、挿図1、2、5、10は田中重雄が製図した。(桑山正進)

(2)文字の下辺または右辺に来る画の末端が鋭角をなし(この特徴から acute-angled Brāhmī の命名がやれつゝ)。cf. nos. 7, 11, 13, 15, 16, 20, 21, 23, 24, 30, 31, 33, 34, 37, 44, 46, 47, 49, 50, 54~56, 58, 59, 61, 63, 65, 70~72, 74, 76, 77, 80)。(3)たての画が頭にくさび型の短かい横の画をもつ(この特徴から、このグループを nail-headed Brāhmī と名付ける学者もある)、などである。なお nos. 7, 9, 12, 13, 21, 24 以下、多くの文字が上部を開いたままで、頭に横長の画をもたず、各文字が横につながることもなく、各自が独立している。これらも鋭角ブラーフミーまでの古型ブラーフミーの特徴である。

鋭角ブラーフミーはグプタ・ブラーフミーの最後期に属し、今日北インドにもちいられているデーヴァ・ナーガリーの祖形をなすナーガリー(Nāgarī)に直接先行する。ナーガリーの特徴は、文字の上部を横の画で閉じ、その横画を左右にのびして文字をつ

なっている点にある。そして上述の鋭角ブラーフミーの諸特徴をすべてうしない、母音符号や複合文字の第二子音の *y* がより裝飾的に長くなる。ナーガリーがあらわれる最初の碑文はマホータヤのヴィナーヤカペーラ (maharaja Vinayakapala) 銅板銘 AD 七九四年<sup>②</sup>である。ビューラーは、南インドのカナリー語地域にナーガリーと鋭角ブラーフミー混淆の碑文があることから、八世紀初ごろには北インドでナーガリーも使われていたであろうと推定している。

鋭角ブラーフミーが最初にあらわれるのはボードガヤー出土のマハーナーマン mahānāman 碑文二点<sup>③</sup> およびヤムナー河上流で発見されたラッカーマンダル Lakṣha maṇḍal 碑文である<sup>④</sup>。マハーナーマン碑文は二六九年の紀年をもつ。これはグプタ紀元によるゆえ、AD 五八八〜五八九年にあたる。ラッカーマンダル碑文は紀年銘をもたないが、ビューラーは大体 AD 六〇〇年に比定している。マハーシュヴァラ銘文はこの二碑文、ことにマハーナーマン碑文に共通するものが多く、字型でこの両者に共通して他に類例のない(後述するカーブルのガネーシヤ像銘文を別にすれば)ものは *e* (no. 1) と *ka* (no. 27) への碑文にも例があるものは *u* (no. 37), *ga* (nos. 41, 51, 81), *ca* (nos. 39, 77), *na* (no. 29), *ta* (nos. 43, 67, 82), *da* (nos. 46, 70), *sa*

(no. 12) などである。このうちの *e* の左上角を直角にした逆三角形、*ga* の左の画の下辺に鍵をつけない型、*ca* の右下の画を上げねあげる型、などは七、八世紀ないしそれ以後にのみ見られる特徴で、要素としては比較的あたらしい。一方、複合文字の第一子音としての *k* (*kr*: no. 23, *ka*: no. 39) は、グプタ・ブラーフミー、あるいはクシャーナ・ブラーフミーまでさかのぼりうる古い要素で、八世紀以後は姿を消してしまう。

*ka* (no. 27) は二者のみに共通し、他に例がない。本銘文中では他に二回 *ka* 字が用いられる (nos. 2, 18) が、この二つはマハーナーマン碑文以後のすべてと共通する別な字型である。no. 27 の *ka* は、左下に環をもたない、マウリヤからクシャーナ、グプタを通じて用いられた古型と、八世紀以後のナーガリー型との中間に位して両者をつなぐものと理解しよう。

マハーナーマン碑文と共通しない字型の中にも、同じく新型と古型の錯綜がある。共通しないものは *ya* (nos. 24, 49, 80), *ra* (nos. 16, 28, 34, 59), *la* (nos. 62, 79) 複合文字に見える *s* (*śva*: nos. 15, 33, *śya*: no. 74), *sa* (nos. 7, 21) である。このうち *ya* は、グプタ・ブラーフミーでは左画の末端が環をなすのが通常で、<sup>⑤</sup> nos. 24, 49, 80 の型は、グプタ期では AD 四六五年のインドール碑文にしか例がなく、ビューラー、ケルンレ等がグプ







no. 66 は第三句と第四句の段落を示すためか、または行がかわるため一点をおいたとも考えられよう。no. 88 もまた文字として読むことの困難な記号である。no. 35 の右端の点と同様、段落の前に一点をおき、文の終りを示す二本のたての線を最後におくべきところを、その点と二本線の左の一本とが手書きの際つなごうか。その他では no. 65 が解読困難である。文字としては *ma* か *ma* であるが、文章になりにくい。後述するが、韻律から見ると、これを省く方が都合がよいのである。

銘文の言語はサンスクリットで、少しく正型と異なる点はあるが、それらは文法上の問題ではなく字綴りの問題である。すなわち *māriti* が *māriti* (nos. 3, 4) *tri* が *tri* (no. 5) *ma* が *ma* (no. 13) *kaṭta* が *kaṭta* (no. 19) *Kriyā* が *Kriyā* (no. 23) に表記されている。本来単子音であるものを重ねることは碑文にも写本にもしばしばあることで、ことに *ma* には多いことゆえ、ここで問題にすることもない。銘文の後半にはまだ疑問が多いが、一応可能なトランスクリプションを表の二段に示す。その中、疑問のある読みには ( )、原文を訂正したものは、訂正すべき原文の直後に正しいものを [ ] を付して加えた。

また表の中段に韻律を示す。前半 No. 36 までは No. 17 までの第一句、No. 37 以下の第二句にわかる韻文になっている。これを (1) に示した。No. 37 以下は韻がとりにくい。仮に Nos. 37~48 “*ukta ca bhagavata mahadevena*” を挿入句で原詩になかったものとし、更に問題のある Nos. 65, 77, 83 を除外すると、Nos. 49~64, Nos. 67~82 を夫々第三句、第四句として、表中段の (2) の韻律をとることになる。この部分は未解決の箇所が多いので、この様に切ることの当否はわからない。殊に第三句は、単に表記の混乱のみならず、文章にも混乱がある様に思われる。たとえば No. 60 は元来 *te no ta* である *te no ta* と *ta* と *na* は文字が酷似しているので筆写の時混乱してその一をおとし *ne* 一字にしたのではないか、または *no* を *ne* と誤記したのではないかと、この示唆をうけている。

以上の諸難点ある上、内容的にも問題がある、現状では訳文を決定しがたいが、大略内容は次のようなものである。

「一の身に住する三がある。(三とは) プラフマン、ヴィシヌス、マハーシシュヴァラである。ヴィシヌスは行為者(？)、プラフマンは行為(？)、マハーシシュヴァラこそは根元(？)である。尊きマハーデーヴァによって語られた。(こころ愚かなもの) の到達しえないところの(？) 神(マハーシシュヴァラ)の、ヴ

イシュヌスの、そしてブラフマンの、その住処に、私は（行った?）。」

これは明らかにヒンドゥの三大神ブラフマン、ヴィシュヌ、シヴァの一体を説くものであるが、創造神ブラフマン、保護神ヴィシュヌ、破壊神シヴァというヒンドゥ一般の性格づけと異なり、ここでは他に類例を今のところ見出せない。Karti, Kriya, Karanaという性格を三神に冠している。恐らくはシヴァを特に三神の中心的存在として強調する、(世界秩序の)「根元」であるシヴァ、(秩序の)「作者」ヴィシュヌ、(世界の)「変転自体」であるブラフマンという、シヴァ派特有の性格づけがあるのであろう。

この点、今後シヴァ関係の文献を検討せねばならない。なおここでシヴァの名を使っているが、銘文ではシヴァの語はなくマヘーシシュヴァラ名が用いられている。

マヘーシシュヴァラの名で呼ばれる神は、ウィーマ・カドフィセス貨幣にすでにあらわれ、ガンダーラおよび以西に早くから信仰された神であつたらしく、しかも古くはこの名は必ずしもシヴァのみを指す名とは限らなかつたようである。タバ・スカンダル出土のシヴァ像がこの名で呼ばれることは興味深い。

上述した銘文の内容からは銘文および造像の年代を推定する手がかりは求められないが、字型書体はその助けになる。前述のと

おり、鋭角ブラーフミーは、中インドでは六世紀末にはすでに用いられ、七・八世紀に最も盛んであつた。一方鋭角ブラーフミーに直接続くナーガリーは八世紀中には始まっているらしい。つまり八世紀には両者共存の時期があつたらしい。しかし、本銘文の出土地のヒンドゥー文化またはインド文化に対する辺地性、および字体の独自性を考慮に入れると、鋭角ブラーフミーがインドに行なわれた年代から簡単に本銘文の年代を推定することはできない。インドで用いられた文字が辺地アフガニスタンにもたらされる年月を考慮に入れなければならない。しかも、字型の中に古形を残しながら、一方では鋭角ブラーフミーより新しいと思われる要素をも含んでいる限りは、その中の最も新しい要素を年代推定の基準とすべきであろう。このマヘーシシュヴァラ銘文とよく類似するガネーシャ銘文を五・六世紀とするトゥチの比定は従つて首肯しがたく、大きく幅をもたせて、七世紀後半から八世紀と考えるのが最も妥当ではなからうか。なお、ガンダーラからアフガニスタンにかけて存するブラーフミー系碑文は、マヘーシシュヴァラ、ガネーシャの鋭角ブラーフミー以外は、従来報告されている限り、ラグマーン渓谷の数点の崖面の碑文、ペシャーワール博物館の数点など、すべてナーガリーによる碑文であり、時代はより遅くなる。その意味でマヘーシシュヴァラとガネーシャの二銘文は

特異なもので、アフガニスタンへのヒンドゥーの進出という、従来不明であった歴史の部分に新たな手がかりを与えるものである。

- ① J. G. Butler, *Indian Paleogeography*, pp. 45, 47, 49 f.
- ② *Indian Antiquary*, 15, p. 140.
- ③ *Corpus Inscriptionum Indiarum*, vol. 3, pp. 274 f., pl. XL1.
- ④ *Epigraphia Indica*, vol. 1, pp. 10 f.
- ⑤ *Corpus Inscriptionum Indiarum*, vol. 3, pp. 68 f., pl. IX B.
- ⑥ *ibid.*, pp. 65 f., pl. IX.
- ⑦ *ibid.*, pp. 42 f., pl. V.
- ⑧ R. Hoernle, *Journal of the Asiatic Society of Bengal*, vol. 42-1, pl. IV; vol. 46-1, pl. XXI, XXII; extra no. 1901, table II & III.
- ⑨ *East and West*, vol. 9, p. 328, fig. 40; *Epigraphia Indica*, XXXV, 1, pp. 44 f. (未見); *East and West*, vol. 18, nos. 1-2, pp. 166 f.
- ⑩ 山田明爾「タシヤーナ貨幣のシヴァ神像は果してシヴァか」(『西南アジア研究』二二二号)、三七頁以降参照。

(山田明爾)

樋口隆康 || 京都大学文学部助教授・  
 桑山正進 || 京都大学人文科学研究所助手・  
 山田明爾 || 龍谷大学文学部非常勤講師・

### 委員会だより

◇遅滞しておりました「史林」も、漸く五四巻の編集を終り、近々には遅れも解消する運びとなりました。なお、五五巻(来年度)からは、新たな編集体制と企画をもって、ますます充実させていきたいと存じますので、今後とも、皆様の一層の御協力をお願いします。

◇毎度のことながら、会費未納の方は、早急にお支払い下さい。

一九七一年四月二十五日印刷 定価三五〇円  
 一九七一年五月一日発行

史 林 (第五四巻第三号)

発行人 京都市左京区吉田本町 京都大学文学部内 史学研究会

理事長 羽田 明

印刷所 京都市下京区七条御所ノ内中町五〇 中村印刷株式会社